

諮問日：令和5年3月3日（令和4年度（最情）諮問第21号）

答申日：令和5年8月30日（令和5年度（最情）答申第2号）

件名：以前は公開していたファクス番号を明らかにしなくなったことを示す文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所は、以前はファクス番号を公開しており、裁判所データブックにもファクス番号を記載していたにもかかわらず、これを明らかにしなくなったことを示す文書（理由も含むが、理由に限られない。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年10月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

通知書には廃棄済みと記載されているが、保存されている文書があるはずであるし、廃棄した文書についても、ファイル管理簿に情報があるはずであり、それを開示できるはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出について、申出内容を「最高裁判所が裁判所データブックに記載していたファクス番号を公開しなくなった（データブックに記載しなくなったことを含む。）ことを示す文書（理由も含むが、理由に限られない。）」と整理した上で、本件開示申出に係る文書を探索したところ、過去の裁判所デー

タブックの刊行に関する文書は保存期間満了により廃棄済みであったことから、保存期間満了により廃棄済みであるとして不開示とした。

- 2 しかし、不開示理由について改めて検討したところ、裁判所データブックとは、最高裁判所が裁判所に関するデータを一般に公表することを目的として毎年度作成している文書であり、刊行の都度、掲載内容を検討の上で、最高裁判所事務総局内の統計データ等を収集して作成するものであるところ、前記の刊行趣旨をも踏まえると、その掲載内容の検討過程に係る文書は、裁判所データブック刊行の意思決定の途中の段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がない短期保有文書である。したがって、特定時期以降の裁判所データブックに裁判所のファクス番号が掲載されていなかったとしても、当該データブックの掲載内容の検討過程に係る文書は、短期保有文書として廃棄済みである。
- 3 また、苦情申出人は、廃棄した文書であっても、ファイル管理簿に情報があるはずである旨主張するが、前述のとおり、短期保有文書として廃棄されたものであるから、ファイル管理簿に情報がないことは明らかである。
- 4 よって、本件開示申出について「不開示」とする原判断の結論は相当であるが、その理由については、上記のとおり、「保存期間を満了しており廃棄済みである。」ではなく「廃棄済みである。」とするのが相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年3月3日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月14日 審議
- ④ 同年8月25日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判所データブックとは、最高裁判所が裁判所に関するデータを一般に公表することを目的として毎年度作

成している文書であり、刊行の都度、掲載内容を検討の上で、最高裁判所事務総局内の統計データ等を収集して作成するものであることが認められたこと、この事実を照らせば、本件開示申出文書が、最高裁判所が裁判所データブックにおいて記載していたファクス番号を記載しないこととするに当たって、その検討過程に係る文書として存在していたものと推認される。ところで、司法行政文書の保存期間等について定めた平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）によれば、管理通達記第4の3の(4)のイにおいて、「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される司法行政文書」は、保存期間を1年以上とする必要のない短期保有文書として例示されている。裁判所データブックの上記の刊行趣旨等に照らすと、裁判所データブックの掲載内容の検討過程に係る文書が、裁判所データブック刊行の意思決定の途中の段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がない短期保有文書であって廃棄済みであるとする最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出に係る文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。したがって、本件開示申出に係る文書は廃棄済みであり、最高裁判所において、同文書を保有していないと認められる。

- 2 苦情申出人は、廃棄した文書についても、ファイル管理簿に情報があるはずであると主張するが、同主張の根拠はなく、上記結論を左右しない。
- 3 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出に係る文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子